

# 新市建設計画

重信町川内町合併協議会

令和2年3月変更 東温市



# 目次

第1章 序論	1
1 合併の必要性	1
2 計画策定の方針	3
第2章 新市の概況	5
1 位置と地勢	5
2 気候	5
3 面積	6
4 人口	6
第3章 新市の特性と基本課題	9
1 地域の特性	9
2 住民の求める今後のまちづくり	13
第4章 新市建設の基本方針	15
1 新市の将来像	15
2 新市建設の基本目標	16
第5章 主要指標の見通し	19
1 人口	19
2 世帯数	19
3 就業人口	19
第6章 新市の土地利用構想	20
1 土地利用の基本方針	20
2 地域別整備の方針	20
第7章 施策の体系	24
第8章 分野別施策・主要事業	25
1 地球と共生する快適環境のまちづくり	25
2 人にやさしい健康福祉のまちづくり	28
3 心豊かに学びあう文化創造のまちづくり	30
4 創造性と活力ある産業が育つまちづくり	32
5 新たな出会いと飛躍を支える都市基盤づくり	34

6 共に生き共に築く協働のまちづくり .....	36
第9章 新市における愛媛県事業の推進 .....	38
第10章 公共的施設の統合整備 .....	39
第11章 財政計画 .....	41

# 第1章 序 論

重信町は、重信川がもたらす肥沃な土地を古くから活用し、農耕地帯として栄えてきました。また、川内町は、古くから農耕地として開発されるとともに、交通の要衝として栄えてきました。

現在の重信町と川内町は、昭和31年に誕生し、恵まれた自然環境とともに県都松山市に隣接若しくは至近にある地理的条件から、両町とも都市近郊田園都市として発展を続けています。

また、両町の南に位置する、石鎚山系に連なる雄大な皿ヶ嶺連峰県立自然公園は、豊かな自然と渓谷美に恵まれ、四季を通して多くの観光客が訪れています。

近年では松山自動車道の川内インターチェンジが開設されるなど道路交通網の整備が進む中、隣接する両町では、企業の進出など活気あふれる地域として、また、手軽なレジャーゾーンとしてさらなる発展が期待されています。

重信町と川内町は、隣町として古くから交流があり、温泉郡の中でも、特に「東温地区」としてスポーツ・文化面でつながりが強くなっています。また、両町は隣接する自治体として、火葬場の設置や運営、消防・救急などの事業を共同で実施しています。しかし、これからの自治体は、住民の日常生活圏の拡大や高齢化の進展に対応した行政サービスの提供、地方分権に対応した自治体の組織・基盤の強化、地球環境と人にやさしい地域づくりなど、広域的な対処が必要な行政課題に直面しています。

このような背景のもと、重信町と川内町は、平成14年7月、両町の合併に関する諸問題について調査・研究、協議を行うため、「重信町川内町合併協議会」を設立しました。

## 1 合併の必要性

### (1) 生活圏の拡大と一体化に伴う効率的・計画的な行政の実現

現在の重信町は、昭和31年9月1日に北吉井村・南吉井村・拝志村が合併し誕生した町です。一方、川内町は、昭和30年4月25日に川上村と三内村が合併し川内村となり、その後、昭和31年9月1日に中川村の区域の内大字滑川、大字明河字九騎及び字海上の区域を編入するとともに町制を施行しました。また、同年9月30日に丹原町大字明河字塩岳の区域を編入し現在に至っています。

この間、両町は松山市に隣接若しくは至近にある地理的条件や高速自動車道を

はじめとする道路網の整備と車社会の進展によって大きく変貌し、生活圏の広域化が進んでいます。また、両町は隣町として古くから交流があり、通勤・通学や買物、通院など、日常生活圏の一体化が一段と進んでいます。

このような地域特性から、生活者の住民への行政サービスの提供については、広域的な視野に立った効率的・計画的な行政運営の実現が求められます。

特に市街地が連たんしていることから、一体的な土地利用が可能であり、松山圏東部の独立した核として松山市との連携を図ることで都市機能の充実、発展が期待されているところです。

このため、重信町と川内町が合併することにより、一体的・計画的に行政を推進し、広域的かつ効率的なまちづくりを推進するとともに、環境、健康・福祉、文化や産業の育成など身近な行政サービス分野の充実を図っていく必要があります。

## **(2) 地方分権の進展と行財政基盤の強化**

地方分権の推進は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重し個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、住民に身近な地方公共団体において各種行政課題の解決を図ることを基本に行わなければなりません。

このため、今後、各自治体においては、地方分権の推進に伴い多様化する行政需要に対応していけるよう、確固たる行政基盤の確立と強化が求められています。

住民に最も身近な自治体がより主体的・自主的な行政運営が可能となるように、行財政基盤を強化し、個性的で魅力あるまちづくりが展開されるよう準備することが必要であり、合併はそのための一つの有効な手段です。

## **(3) 少子高齢化の進行への対応**

両町とも少子化や高齢化が進行しています。少子高齢化社会となっても安心した暮らしが営めるよう、保健・医療・福祉・介護や教育面での行政需要に対応したまちづくりが必要となります。

まず、少子化対策においては、子育て支援と子どもの健全育成の推進、子育て環境の整備など、安心して子どもを産み育てられる地域づくりが重要となります。また、高齢化対策においては、介護サービスの基盤整備、高齢者保健福祉の充実、救急医療体制の充実、より専門的な人材の確保などが求められるとともに、高齢となっても健康で生きがいを持って生活のできる地域づくりが重要となります。

今後もさらなる少子高齢化の進行が予測されていることから、少子高齢社会に対応した行財政基盤の確保・強化が必要です。

このため、重信町と川内町が合併することにより、広域的な観点から体制やサービスの充実を図り、効率的・効果的なサービス提供体制を確保していく必要があります。

#### (4) 時代の変化への対応

環境問題や高度情報化社会などこれからの時代の変化に伴い、行政課題は多様化、高度化、複雑化しています。今後の行政課題に対応していくため、財政基盤の強化、専門的職員の育成、効率的な公共施設の活用など総合的な行財政基盤の強化が求められています。

このため、重信町と川内町が合併することにより、将来の行政課題に対応した行財政基盤の強化を図ることが必要です。

## 2 計画策定の方針

新市建設の基本方針は、松山圏東部の重信・川内両地域の発展に向けた長期的な視野に立つものとしします。

#### (1) 計画の趣旨

この計画は、重信町と川内町の合併後に新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定めるとともに、これに基づき、計画の実現を図ることにより松山圏東部の重信・川内両地域の発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

また、この計画は新市において基本構想及び基本計画を策定するまでの間、これに代わる重要な計画となるものです。

#### (2) 計画の構成

この計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、その基本方針を実現するための主要施策、公共施設の統合整備及び財政計画で構成します。

### (3) 計画の期間

この計画の期間は、原則平成17年度から令和6年度までの20か年としますが、合併後、平成16年度中に着手する事業を一部含んでいます。

### (4) 行財政運営の方針

新市の財政計画については、地方交付税、国及び愛媛県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営に努めることを基本とします。

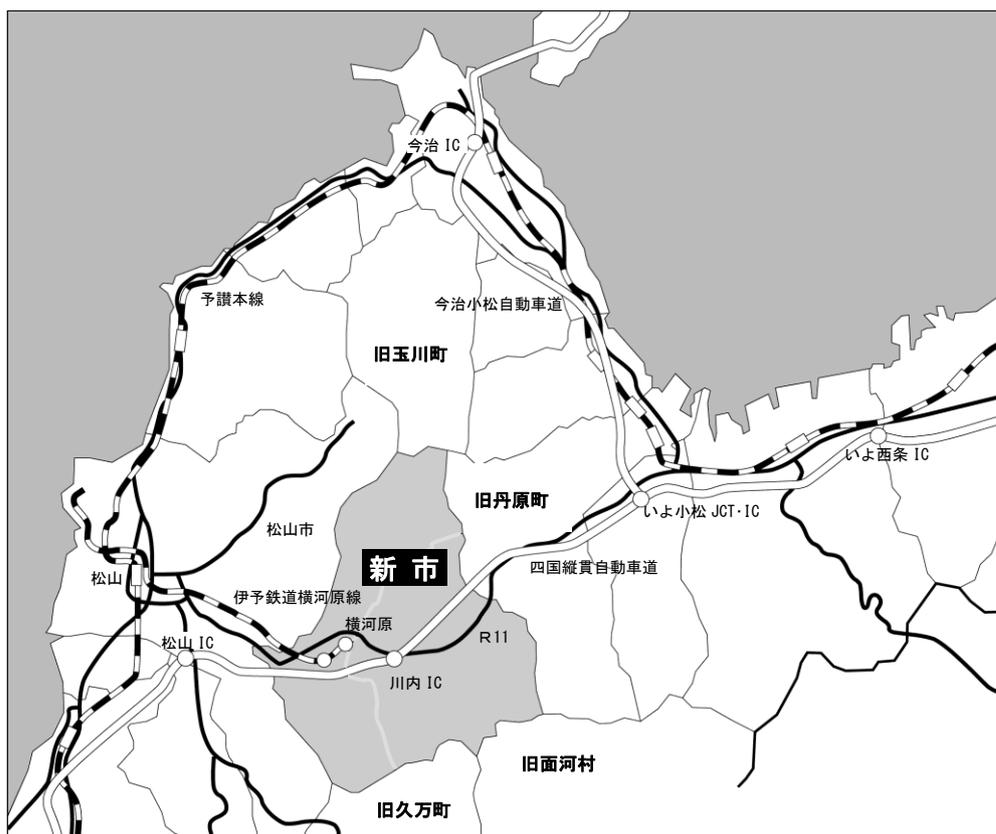
## 第2章 新市の概況

### 1 位置と地勢

新市は、愛媛県の中央部に広がる松山平野の東部にあり、県都松山市から12kmに位置します。東は旧丹原町及び旧面河村、西は松山市、南は旧久万町、そして北は旧玉川町に接しています。

地形としては、東に霊峰石鎚山地、南に皿ヶ嶺連峰、北に高縄山塊を望み、三方の山間部と西の松山平野へ向かって広がる扇状の平坦地などから形成されています。また、新市の北部に源を発する重信川がまちの中央を流れるとともに、これに合流する表川や東部の山間部を流れる滑川などがあり、泉やため池も多く存在し、うるおいあふれる水辺空間にも恵まれています。

#### ■新市の位置



### 2 気候

気候は瀬戸内式に属し、温暖で降雨量が比較的少なくなっています。しかし、複雑な地形のため場所によっては相当な気温差があります。

### 3 面積

新市の総面積は 211.30km<sup>2</sup>になります。

### 4 人口

#### (1) 人口と世帯

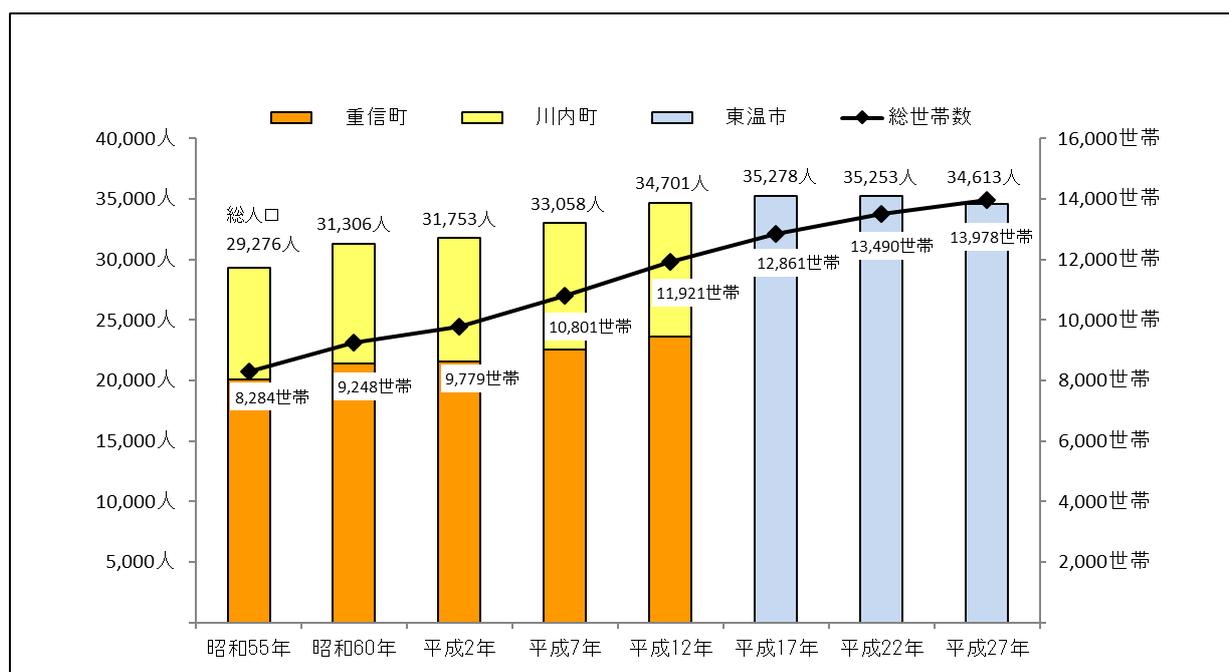
平成 27 年の国勢調査による新市の総人口は、34,613 人で、昭和 55 年の人口 29,276 人に比べ、約 1.2 倍の伸びを示しています。平成 17 年までは増加傾向でしたが、平成 17 年から平成 27 年まで 10 年間では 665 人減少しており、少子化等の進展により減少傾向にあります。

世帯数では、平成 27 年が 13,978 世帯で、昭和 55 年の 8,284 世帯に比べ約 1.7 倍の伸びを示しています。

1 世帯当りの人口は、平成 27 年が 2.48 人で、平成 17 年の 2.74 人、平成 22 年の 2.61 人に比較して年々核家族化が進行しています。

#### ■人口と世帯の推移

区 分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 人 口	29,276 人	31,306 人	31,753 人	33,058 人	34,701 人	35,278 人	35,253 人	34,613 人
世 帯 数	8,284 世帯	9,248 世帯	9,779 世帯	10,801 世帯	11,921 世帯	12,861 世帯	13,490 世帯	13,978 世帯
1世帯当りの人員	3.53 人	3.39 人	3.25 人	3.06 人	2.91 人	2.74 人	2.61 人	2.48 人

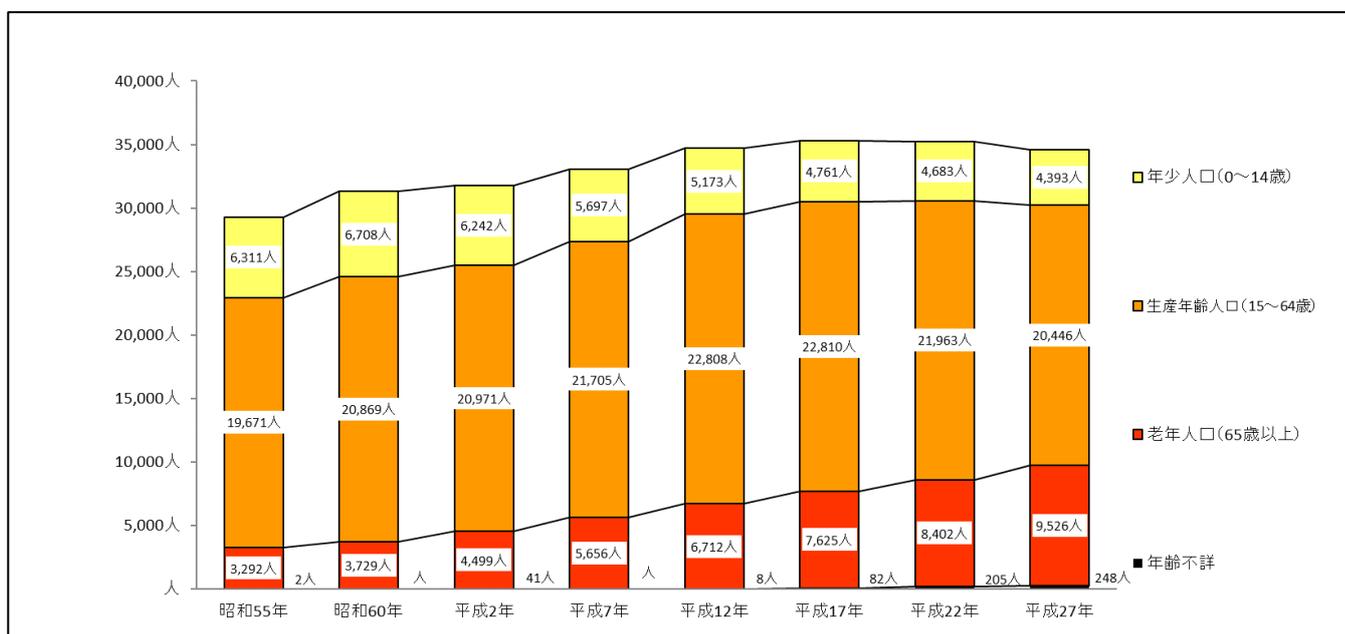


## (2) 年齢3区分別人口

平成27年の国勢調査による年齢3区分別人口は、年少人口が12.7%、生産年齢人口が59.1%、老年人口が27.5%となっており、平成22年と比較すると年少人口の割合が低下し、老年人口の割合が増加する傾向にあります。

### ■年齢3区分別人口の推移

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	29,276人	31,306人	31,753人	33,058人	34,701人	35,278人	35,253人	34,613人
割合(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
年少人口(0~14歳)	6,311人	6,708人	6,242人	5,697人	5,173人	4,761人	4,683人	4,393人
割合(%)	21.6%	21.4%	19.7%	17.2%	14.9%	13.5%	13.3%	12.7%
生産年齢人口(15~64歳)	19,671人	20,869人	20,971人	21,705人	22,808人	22,810人	21,963人	20,446人
割合(%)	67.2%	66.7%	66.0%	65.7%	65.7%	64.7%	62.3%	59.1%
老年人口(65歳以上)	3,292人	3,729人	4,499人	5,656人	6,712人	7,625人	8,402人	9,526人
割合(%)	11.2%	11.9%	14.2%	17.1%	19.3%	21.6%	23.8%	27.5%
年齢不詳	2人	0人	41人	0人	8人	82人	205人	248人
割合(%)	0.007%	0.000%	0.129%	0.000%	0.023%	0.232%	0.582%	0.716%

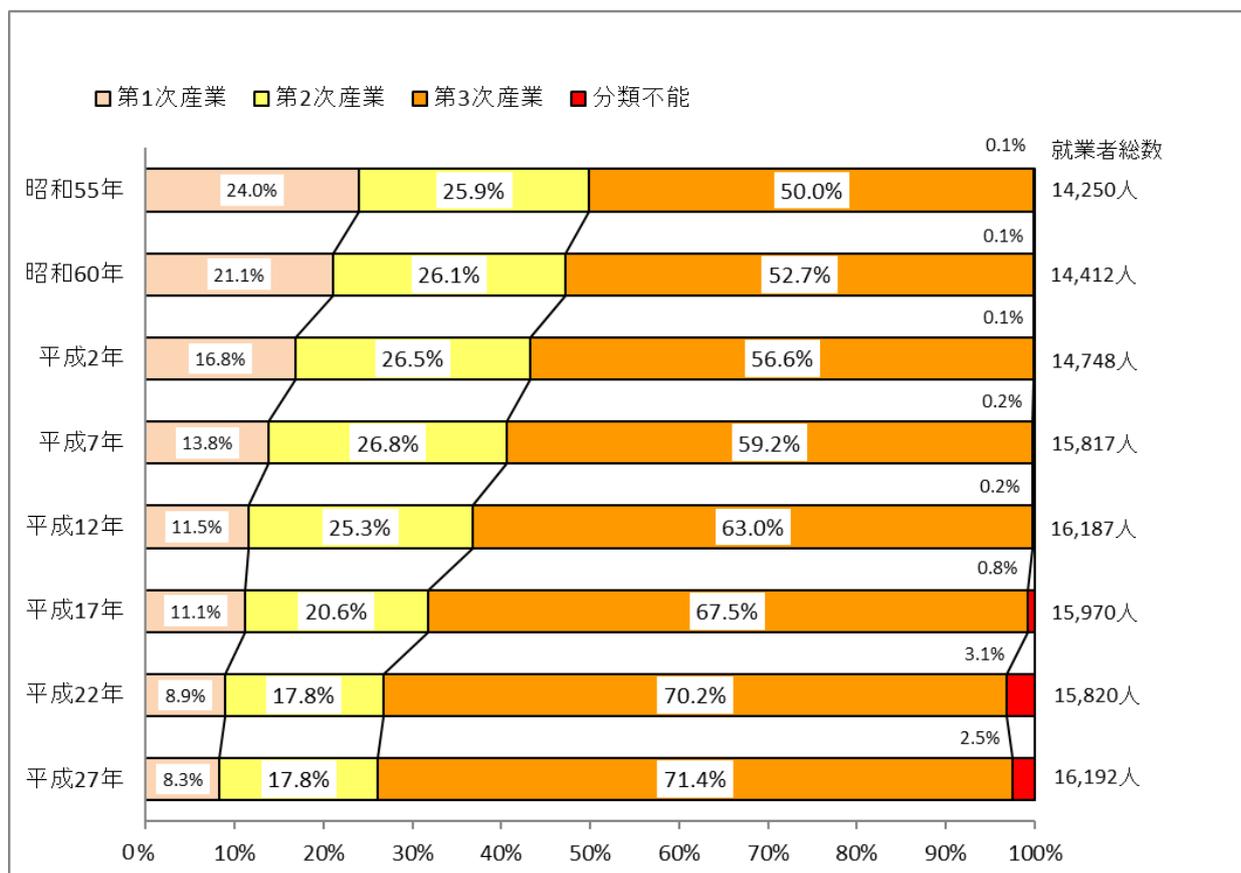


### (3) 就業人口

平成 27 年の国勢調査による産業別就業人口は、第 1 次産業就業者が 8.3%、第 2 次産業就業者が 17.8%、第 3 次産業就業者が 71.4%となっており、年々第 1 次産業就業者の割合が減少し、代わって第 3 次産業就業者の割合が増加する傾向となっています。

#### ■産業別就業者人口の推移

区 分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
就 業 者	14,250 人	14,412 人	14,748 人	15,817 人	16,187 人	15,970 人	15,820 人	16,192 人
割 合 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第 1 次産業	3,424 人	3,045 人	2,484 人	2,182 人	1,855 人	1,778 人	1,408 人	1,349 人
割 合 (%)	24.0%	21.1%	16.8%	13.8%	11.5%	11.1%	8.9%	8.3%
第 2 次産業	3,687 人	3,761 人	3,902 人	4,241 人	4,103 人	3,289 人	2,820 人	2,882 人
割 合 (%)	25.9%	26.1%	26.5%	26.8%	25.3%	20.6%	17.8%	17.8%
第 3 次産業	7,131 人	7,589 人	8,352 人	9,358 人	10,196 人	10,787 人	11,098 人	11,561 人
割 合 (%)	50.0%	52.7%	56.6%	59.2%	63.0%	67.5%	70.2%	71.4%
分 類 不 能	8 人	17 人	10 人	36 人	33 人	116 人	494 人	400 人
割 合 (%)	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.8%	3.1%	2.5%



# 第3章 新市の特性と基本課題

## 1 地域の特性

新市建設に向けて、その発展方向を設定するため、地域の特性を新たな視点からとらえ直す必要があります。

新市のまちづくりにおいて、生かすべき地域の主な特性は以下のとおりです。

### <特性1>

**県都松山市に隣接し、交通立地条件に恵まれた発展性の高い都市**

新市は、愛媛県の中央部に広がる松山平野の東部にあり、松山市の中心部から距離にして12kmと恵まれた立地条件にあります。

また、広域的な幹線道路として、四国縦貫自動車道（松山自動車道）が新市を東西に横断し、新市への玄関口として川内インターチェンジが設置され、高速道路網へのアクセスに恵まれています。また、徳島、高松、松山の3県都を結ぶ四国の大動脈である国道11号をはじめ、国道494号が旧面河村へ通じているほか、県道8路線が走っています。さらに、伊予鉄道横河原線が走っており、松山市とは20～30分で結ばれています。

このように新市は、県都松山市に隣接する交通立地条件に恵まれた地域であり、近年、流通施設、製造業等の立地が進んでいます。今後、広域的な道路・交通網の整備等により地域間交流が活発化していくことが見込まれる中、ますます地域発展の可能性が高まっていくことが予測されます。

このことから、より大きく長期的な視点に立ったまちづくりを進めていくことが必要となります。

### <特性2>

**澄んだ水と緑きらめく素晴らしい自然環境と自然景観を誇る都市**

新市は、東に石鎚山脈、南に皿ヶ嶺連峰、北に高縄山塊の三方を山間部に囲まれた緑豊かな地域です。南部の皿ヶ嶺連峰県立自然公園には、滑川渓谷、白猪の滝、唐

岬の滝などの景勝地を数多く有しています。また、新市の北部に源を発する一級河川重信川は、上流では阿歌古溪谷をはじめとする溪谷美に恵まれるとともに、新市の中央部では豊富な伏流水を蓄えています。このため、流域には泉やため池も数多く存在し、うるおいあふれる水辺空間にも恵まれています。

また、松山平野につながる平坦地や表川沿いの扇状地には、のどかな田園風景が広がっています。

山間部から平坦部まで、起伏に富んだ地形に育まれた新市の自然は、動植物や昆虫、淡水魚など多様な生き物の宝庫であるとともに、四季折々に変化する彩り豊かな自然景観をつくり出しています。新市はまさに、近年失われつつある水と緑の美しい自然がそのまま残る都市といえます。

今後とも、住民のかけがえのない財産であり、新市の個性を際立たせる貴重な資源である自然環境の保護・保全に十分配慮しながら、自然・環境の学習・体験や保養・レクリエーションなど、自然とふれあう空間づくりに取り組み、自然と人が共生するまちづくりを進めていくことが必要です。

### <特性3>

#### 県都近郊の魅力ある居住空間に優れた都市

新市は、瀬戸内式の温暖な気候と河川流域の肥沃な土地に恵まれ、古くから農林業のまちとして、また、讃岐の金毘羅宮や石鎚山等の参拝者が往来する交通の要衝として栄えてきましたが、近年の道路網の整備等、交通条件の向上と隣接する県都松山市の発展等を背景に宅地化が進み、これに伴い人口も増加してきました。今後県都近郊の魅力ある居住空間としての発展経過を十分踏まえ、人が“豊かに暮らす”都市として、公園・緑地・広場の整備をはじめとする住民の視点を重視したまちづくりを進めていくことが必要です。

このため、新市の貴重な財産である自然環境の保全に十分配慮し、無秩序な開発が進まないよう、長期的な視野に立った計画的な基盤整備を図る必要があります。

#### <特性4>

##### 環境を重視した新しいまちづくりに先進的に取り組む都市

地球規模での環境問題が問われている中、自然環境や自然景観を誇りに思う住民意識を尊重するとともに、新市の個性づくりをめざして、「環境にやさしいまちづくり」を重点的に推進する必要があります。

新市の貴重な財産の澄んだ水を保全・確保するため、森林の持つ水源かん養機能を高めるための森林整備、上・下水道の整備・充実、合併処理浄化槽の整備促進、ごみの不法投棄防止などに関する取り組みを、今後とも進める必要があります。

また、ごみの減量化やリサイクルの推進、環境教育の推進、住民による環境分野での取り組みの促進・支援を図るとともに、行政自らが率先して環境保全活動を行うための指針となる計画の策定に取り組む必要があります。

#### <特性5>

##### 医療・福祉、教育・文化・スポーツ環境が充実した、健康福祉・教育文化の都市

新市には、愛媛大学医学部附属病院、国立病院機構愛媛医療センターという基幹的な総合病院があるほか、民間の医療施設も多く、恵まれた医療環境にあります。また、民間の障がい者関連施設や高齢者関連施設も数多く設置されており、充実した医療・福祉環境を誇るとともに、広域的にも健康福祉の拠点としての役割を担っています。

また、新市には県立の高等学校や特別支援学校、国立の看護学校や民間の医療専門学校も設置されており、幼稚園から大学まで各種の教育施設が整備された、教育環境の充実した都市として知られるとともに、文化・教養施設、スポーツ施設のほか、温泉交流施設もあり、教育文化と余暇活動の環境にも恵まれています。

今後とも、このような健康福祉の都市、教育文化の都市としての特性をさらに伸ばして、生涯にわたって健康で安心して暮らせるまちづくり、文化のかおり高いまちづくりを進めていくことが必要です。

## <特性6>

### 交流を深め、参画・協働を進める都市

住民の多くが、現在居住している地域について、豊かな自然環境を背景に、住みやすい生活環境に魅力を感じ、高い評価をしています。

今後とも、さらにこのような魅力を高めるための施策を重点的に展開するとともに、新市に暮らす住民が新しい都市を誇りに思い、愛着が持てるよう、住民同士の交流を促進し一体感の醸成を図る必要があります。

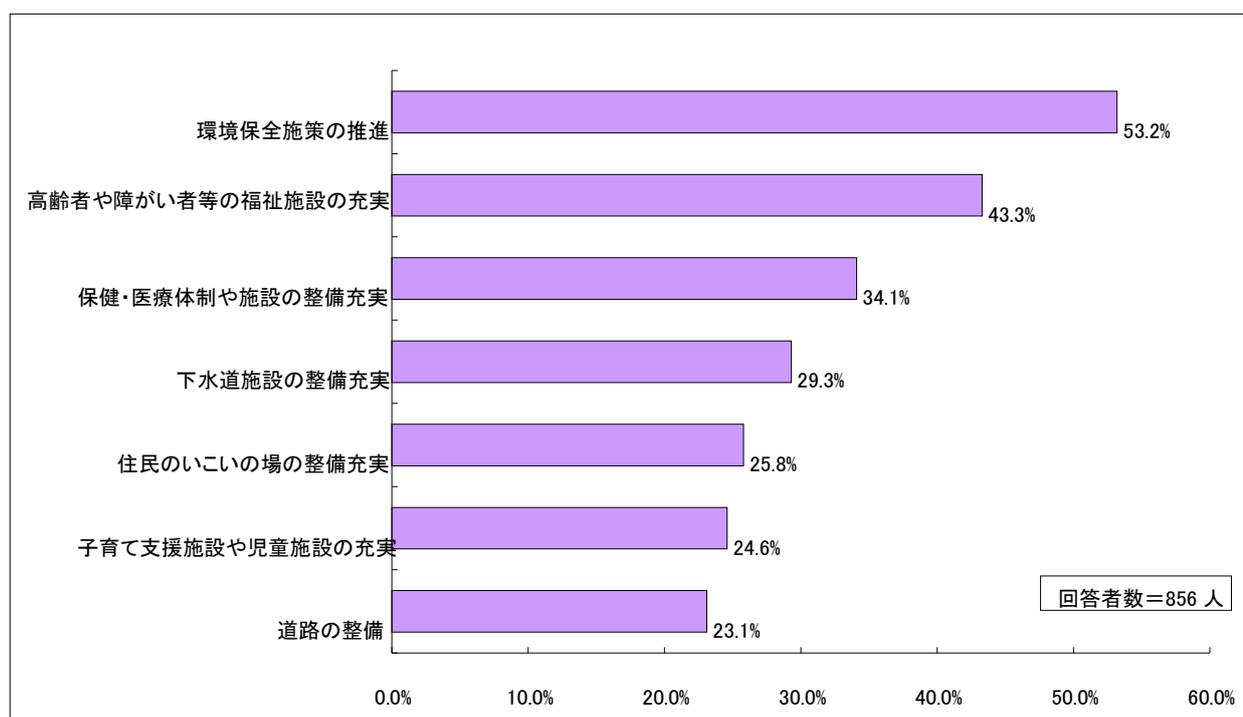
また、共に暮らす地域として、住民がまちづくりに積極的に参画できる仕組みづくりを整えるとともに、まちづくりに向けた住民の自主的な活動を促進・支援する必要があります。

## 2 住民の求める今後のまちづくり

### (1) 旧重信町

旧重信町では、長期総合計画（まちづくり計画）の策定にあたり、平成12年8月に20歳以上の住民1,000人を対象とした「まちづくりアンケート」を実施しました。この中で、今後のまちづくりにおいて、特に力を入れるべき行政施策分野についてたずねています。結果、「環境保全施策の推進」が53.2%で第1位、次いで、「高齢者や障がい者等の福祉施設の充実」が43.3%で第2位、「保健・医療体制や施設の整備充実」が34.1%で第3位になるなど、環境や保健・福祉関係を中心とした施策の充実を求める声が寄せられていることとなりました。

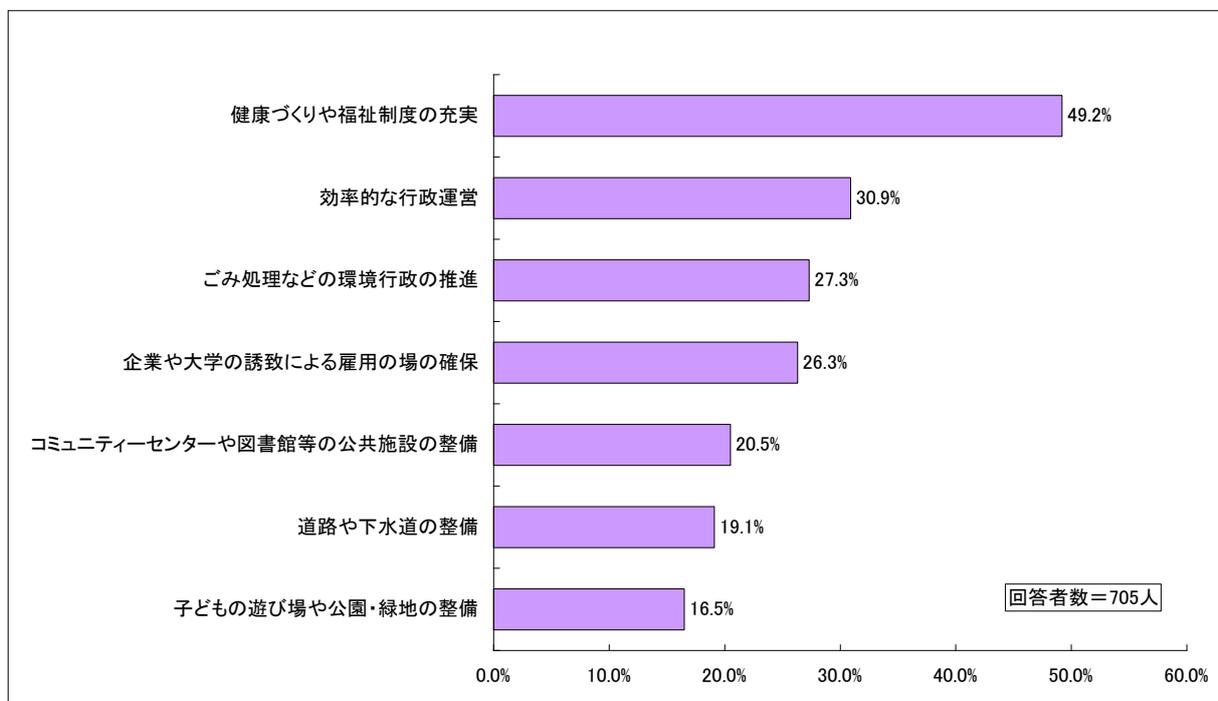
#### ■今後の重点施策分野（複数回答／上位7項目）



## (2) 旧川内町

旧川内町では、市町村合併に関して、平成13年12月に20歳以上の住民1,200人を対象とした「市町村合併に関する住民アンケート調査」を実施しました。この中で、合併の意向がある方に対して、合併後の行政に求めることをたずねています。結果、「健康づくりや福祉制度の充実」が49.2%で第1位、次いで、「効率的な行政運営」が30.9%で第2位、「ごみ処理などの環境行政の推進」が27.3%で第3位になるなど、重信町と同様、保健・福祉関係や環境などを中心とした施策を期待する声が寄せられていることとなりました。

### ■合併によって行政に求めること（複数回答／上位7項目）



# 第4章 新市建設の基本方針

## 1 新市の将来像

住民の日常生活圏の拡大、地方分権の進展、少子・高齢化の進行等時代の大きな変革期にある社会情勢の中で、21世紀の初頭にふさわしい、行財政基盤のしっかりとした自治体づくりが求められています。

このような情勢の中で、長い歴史と文化を共有し、豊かな水と緑などの自然環境に囲まれて、共に発展してきた旧重信町と旧川内町が合併して誕生した新市は、松山圏東部の独立した核として、豊かな自然環境のもと子どもから高齢者まであらゆる世代の人が安心して暮らすことのできる田園都市機能を分担する必要があります。

このため、新市では、『水清く人と緑が輝く豊かな夢創造都市』を新市の将来像として掲げ、豊かな自然と共生する人にやさしい生活空間の創造をめざすとともに、川内インターチェンジをはじめとする交通の結節点としての位置をまちづくりに生かし、環境、健康福祉、文化教育などが高度に充実した暮らし豊かで大きな夢が実現する活力のあるまちづくりを推進していくものとします。

### ■将来像

**水清く人と緑が輝く**

**豊かな夢創造都市**

## 2 新市建設の基本目標

新市のまちづくりの将来像である『水清く人と緑が輝く豊かな夢創造都市』づくりを進めるため、以下の新市建設の基本目標を設定します。

### <基本目標1>

#### 地球と共生する快適環境のまちづくり

豊かな水と緑などの自然環境・景観の保全と創造及び活用をはじめ、地球環境問題への対応も見据えた環境負荷の少ない持続可能な社会づくりに向けた総合的な環境施策を積極的に推進し、環境先進地として知られる都市づくりを住民と一体となって進めていきます。また、新市の特性である自然資源を生かした特色ある保養といこいの場やうるおい空間の創造、上・下水道の整備推進、ごみ・し尿等廃棄物処理対策の充実、さらには、消防・防災体制や交通安全・防犯体制の充実による災害に強い安全なまちづくりの総合的推進に努め、地球と共生する快適で安全な居住空間づくりを推進します。

### <基本目標2>

#### 人にやさしい健康福祉のまちづくり

ノーマライゼーションの理念（だれもが幸せで生きがいを持って暮らせる地域社会をつくること）に立ち、子どもから高齢者まで、すべての住民が住み慣れた地域で健やかに暮らすことのできるように、安心して子どもを産み育てられる環境づくりをはじめ、高齢者や障がい者の自立・生活支援事業の充実と支援体制の整備、介護予防や健康づくり事業の強化、ボランティア活動やシルバー人材の活用などの促進とともに、関連施設の整備を図り、健康福祉のまちづくりを推進します。

### ＜基本目標 3＞

#### 心豊かに学びあう文化創造のまちづくり

生きる力や豊かな心を育む学校教育の推進や地域特性に即した特色ある学校づくりをはじめ、生涯を通じて学びあい、生きがいを持って生活のできるまちづくりの一環として総合的な学習環境づくりを進め、“新市らしさ”を際立たせる住民主体の特色ある学習・文化・スポーツ・交流活動等を一層促進していくとともに、貴重な歴史文化資源の保存と活用、伝統の伝承と発展に努め、明日の新市をになう心豊かで個性と創造性あふれる人づくりと文化の高いまちづくりを推進します。

### ＜基本目標 4＞

#### 創造性と活力ある産業が育つまちづくり

生産基盤の一層の整備や担い手の育成施策の強化をはじめ、環境変化や高齢化社会に即した柔軟な農林業振興施策を積極的に推進し、新市の主要産業である農林業の維持・高度化に努めます。また、市街地整備等と連動した既存商店街の環境整備や工業支援施策の強化、付加価値の高い優良企業の誘致、豊かな自然資源等を活用した観光・レクリエーション機能の拡充など、新市の特色を生かした産業構造の確立に努め、豊かで活力に満ちた産業のまちづくりを推進します。

### ＜基本目標 5＞

#### 新たな出会いと飛躍を支える都市基盤づくり

新市は、市街地が連たんしていることから、一体的な土地利用が可能です。広域的な地域構造の変化や社会・経済情勢の変化を見通し、長期的・広域的視点に立った調和のとれた計画的な土地利用のもと、環境と共生する安らぎと魅力のある市街地環境の創造や定住基盤となる快適な住宅・宅地の整備、広域連携・広域流通時代にふさわしい利便性・安全性あふれる道路・交通ネットワークの整備、さらには新

たな時代の社会基盤としての多様な分野における情報通信ネットワークの構築・活用を進め、新たな出会いと飛躍を支え、夢を育む都市基盤づくりを推進します。

#### <基本目標6>

#### 共に生き共に築く協働のまちづくり

あらゆる人の人権が尊重され、多様な生き方が自由に選択できる社会づくりをすべての住民とともに考え、その実現に向けた全市的な取り組みを積極的に進めます。また、合併後の新市に暮らすすべての住民が、共通の目的と一体感のもと、意欲と責任を持ってまちづくりのあらゆる分野に積極的に参画し、市民主役のもとにまちづくりが効果的に推進されるよう、地域での交流・連携活動を促進するとともに、新時代のコミュニティづくりや住民の参画と連携のための環境や土壌づくりなど、新市に関わるすべての人々の英知とパワーを結集した共に生き共に築く協働のまちづくりを推進します。

# 第5章 主要指標の見通し

## 1 人口

新市の人口は、少子化等の進展により減少傾向にあり、令和7年の総人口は、32,866人になると見込まれます。

## 2 世帯数

1世帯当りの人員は、今後さらに核家族化が進行し、令和7年には、2.24人になるものと想定されます。世帯数の見通しは、総人口と1世帯当りの人員の見通しから、14,672世帯になると見込まれます。

## 3 就業人口

就業率を平成27年時点の率を確保するものと想定して就業人口を見通すと、15,210人になるものと見込まれます。

### ■主要指標の見通し

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	33,058人	34,701人	35,278人	35,253人	34,613人	33,835人	32,866人
年 齢 別 人 口	年少人口(0~14歳)	5,697人	5,173人	4,761人	4,683人	4,393人	3,748人
	割合(%)	17.2%	14.9%	13.5%	13.3%	12.7%	11.4%
	生産年齢人口(15~64歳)	21,705人	22,808人	22,810人	21,963人	20,446人	19,249人
	割合(%)	65.7%	65.7%	64.7%	62.3%	59.1%	55.3%
	老年人口(65歳以上)	5,656人	6,712人	7,625人	8,402人	9,526人	10,536人
	割合(%)	17.1%	19.3%	21.6%	23.8%	27.5%	31.1%
世帯数	10,801世帯	11,921世帯	12,861世帯	13,490世帯	13,978世帯	14,398世帯	14,672世帯
1世帯当り人員	3.06人	2.91人	2.74人	2.61人	2.48人	2.35人	2.24人
就業人口	15,817人	16,187人	15,970人	15,820人	16,192人	15,658人	15,210人
就業率	72.9%	71.0%	70.0%	72.0%	79.7%	81.3%	83.7%

※平成7年から平成27年については、実績値(国勢調査)。なお、総人口と年齢別人口の合計は年齢不詳者の影響で一致しません。

※令和2年と令和7年の見通しは、「国立社会保障・人口問題研究所」が公表する推計値等により算出している。

※数値は四捨五入のために合計があわない場合がある。

※就業率は、就業人口÷生産年齢人口で算出している。

# 第6章 新市の土地利用構想

## 1 土地利用の基本方針

新市の行政区画面積は 211.30km<sup>2</sup> で、都市計画区域は 2,380.0ha です。そのうち、市街化区域は 402.0ha、市街化調整区域は 1,978.0ha です。

今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら、長期的展望に基づき適正かつ合理的な土地利用に努めます。

## 2 地域別整備の方針

新市は、地形や機能により、以下の軸とゾーンに分類することができます。  
軸整備とゾーン整備の方向性については、以下のとおりです。

### (1) 軸整備の方向性

#### ● 生活・文化交流軸

新市は、県都松山市に隣接する地理的条件や国道 11 号をはじめとする交通網の整備により、古くから中予地域と東予地域を結ぶ結節点として、人・文化・物資の流通拠点の役割を果たしてきました。現在でも、松山自動車道川内インターチェンジは、中予地域の東玄関として県内外に延伸する主要道路網とともに、新市に多くの人・情報・物資をもたらす一方、これまで先人により培われてきた伝統・文化や地域の情報や産物を広く全国に発信する役割を果たしています。

このため、新市においては、松山自動車道や国道・県道等東西に伸びる道路交通網を生活・文化交流の基軸と位置付け、多くの人が集い・交流し、市民の生活や文化の向上を目的とした各種交流施設の整備・充実に努めます。

#### ● 水辺空間交流軸

新市の中央を流れる重信川は、新市北部に源を発する 1 級河川であり、中予地域を代表する河川です。重信川は、多くの支流を有するとともに周辺に数多くの泉や湧水を有しており、新市をはじめ松山平野全域に生活水を供給するとともに、本流をはじめ各流域の恵まれた自然環境は、住民にうるおいとやすらぎを与える空間として広く親しまれています。

このため新市においても、北部から中央部への南北流域、表川以西の東西流域など、重信川水系の流域周辺を、水辺空間を活用した交流の基軸と位置付け、広域サイクリング道の整備や親水公園等の施設整備を行い、人が集い、うるおい・やすらぎ空間として環境の整備に努めます。

## (2) ゾーン整備の方向性

### ● 市街地整備・誘導ゾーン

#### ① 居住環境整備

道路網の整備充実をはじめ、上・下水道、公園・緑地等の生活環境・基盤整備を進めるとともに、市民の合意形成に基づく計画的な市街地の拡大を誘導し、良好な居住環境の保全と一層の環境向上を図ります。また、住宅ニーズに対応するため、農業環境との調和に留意しつつ、土地区画整理事業等によって良好な環境の新たな居住系市街地として誘導していきます。

#### ② 文教環境整備

国立病院機構愛媛医療センター附属看護学校や愛媛大学医学部、また民間の医療専門学校などの医療教育施設、また県立特別支援学校や東温高校をはじめとする公立学校などの文教施設が設置されている地域及びその周辺地域については、特に環境の保全に留意しつつ、新市の義務教育・生涯学習・文化・スポーツ施設の整備・充実を図り、総合的な文教地域として良好な環境整備に努めます。

#### ③ 福祉環境整備

国立の高度医療機関や民間の医療施設、高齢者・障がい者施設などが設置されている地域及びその周辺地域については、環境の保全に留意しつつ、総合保健福祉センターの設置をはじめ、福祉施設の整備・充実を図り、福祉地域として良好な環境整備に努めます。

#### ④ 商工業環境整備

まちの玄関としての駅や停留所周辺の環境整備や商業サービス機能の強化を促進するとともに、地区の身近な商業の育成にも努めます。また、既成市街地内の

住・工混在化を避けるため、適地への工場集約を図るとともに、若者の定住促進や新たな雇用の創出を目的とした工業団地の造成や優良企業の誘致を推進し、魅力と活力のある市街地環境の創出に努めます。

#### ⑤河川環境整備

重信川、表川など市民生活と密接な係わりをもつ河川流域については、河川公園の整備や親水空間の創出に努め、子どもから高齢者まで地域の人々が、豊かな自然環境の中で、スポーツや交流を楽しむことができる環境整備に努めます。

### ● 自然環境保全ゾーン

#### ①農用地の整備

農用地は、優良農地の確保を図りつつ、ほ場整備事業など生産基盤の整備を進め、付加価値の高い農産物の供給体制を整備します。また、宅地や工場などとの土地利用の混在化を防ぎ、農用地区域の整備を行います。

#### ②森林の整備・保全

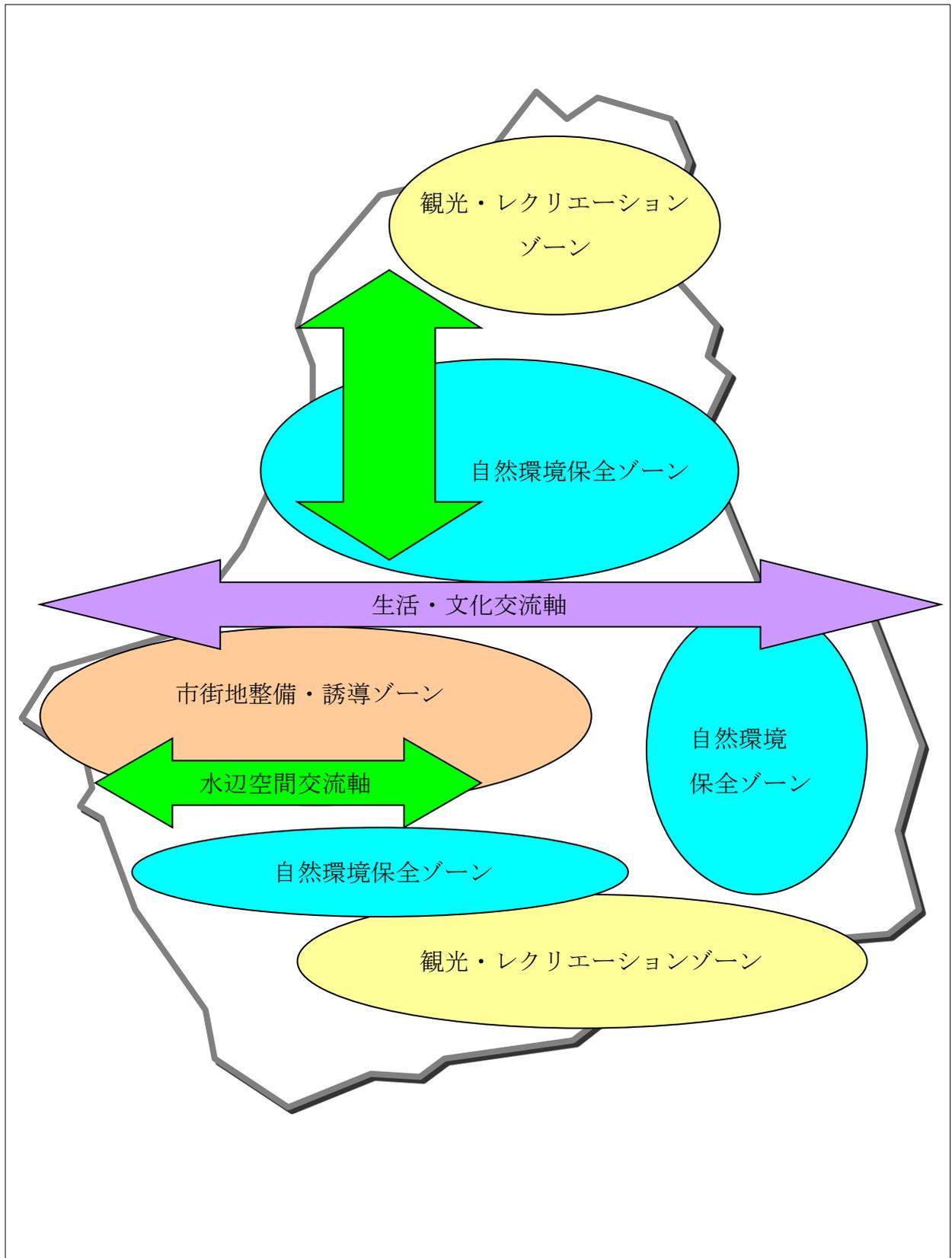
森林は、適切な森林施業及び治山事業などにより、その保全を図ります。また、森林資源を総合的に活用し、自然を生かした、いこいと保養の場として整備を行うとともに、山村集落の生活環境の整備を行うなど、定住環境づくりに努めます。

### ● 観光・レクリエーションゾーン

新市は、北部に阿歌古溪谷や漣痕化石、また東南部には白猪の滝や滑川溪谷をはじめ数多くの景勝地に恵まれた皿ヶ嶺連峰県立自然公園があります。このため都市近郊という地理的条件を活かした郊外型行楽地として、豊かな自然資源を最大限に活用するとともに、自然環境との調和を図りながら、施設の整備・充実に努めます。

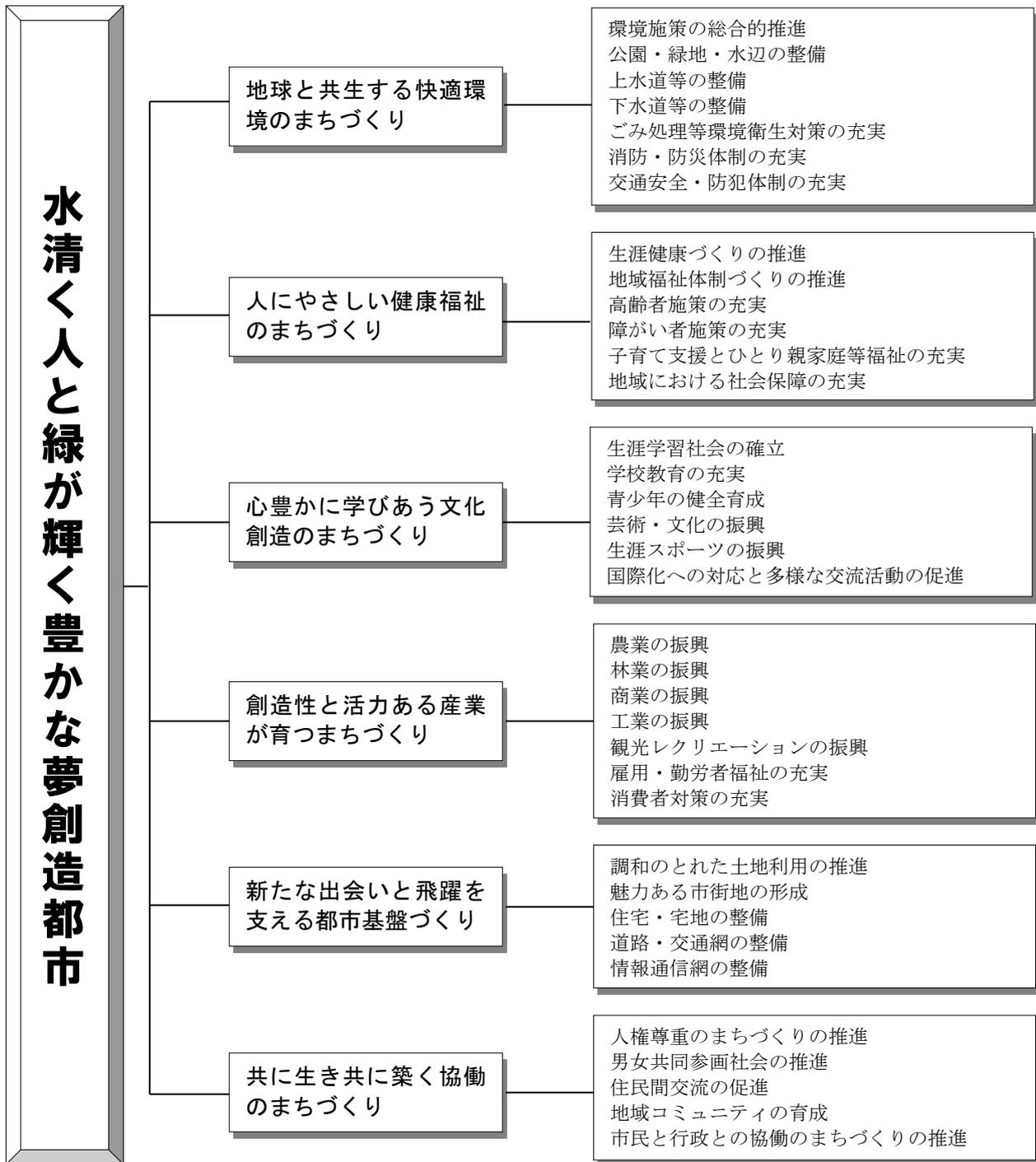
また、中心部には、川内公園やふるさと交流館さくらの湯などのほか、民間の温泉施設や文化芸術施設などがあり、これらの施設を中心として観光・交流機能の拡大を図り、交流人口の増加に努めます。

■土地利用イメージ（軸とゾーニング）



# 第7章 施策の体系

将来像の実現のために、その基本的な施策体系を次のとおり構成し、総合的、計画的に施策の展開を図ります。



# 第8章 分野別施策・主要事業

## 1 地球と共生する快適環境のまちづくり

### (1) 環境施策の総合的推進

豊かな自然の保護・保全を基本に、あらゆる分野において環境重視の視点を取り込んだ総合的な環境施策を市民や事業者と一体となって推進し、“環境先進都市”の確立とそのレベルアップに努めます。

### (2) 公園・緑地・水辺の整備

子どもから高齢者までのいこいの場、スポーツや交流などを楽しむふれあいの場や防災空間の創出と快適でうるおいある環境づくりをめざし、緑の基本計画等を策定し、魅力ある公園・緑地、緑道、親水空間、自然とふれあう空間の整備を進めます。

### (3) 上水道等の整備

長期的な視野に立って水源の確保と給水体制の充実を図り、市民生活に一日も欠かせない安全でおいしい水の安定供給に努めます。

### (4) 下水道等の整備

快適で住みよい環境づくりと河川・ため池・農業用水の水質保全をめざし、市民の水環境問題への意識の高揚を図りながら、市全体における生活排水処理施設の整備を進めます。

### (5) ごみ処理等環境衛生対策の充実

循環型社会の形成をめざし、市民の意識高揚及びごみ収集・処理体制の充実を進めながら、ごみ減量化・資源リサイクル運動のより一層の促進や関連施設の老朽化対策を進めていくとともに、し尿収集・処理体制の充実及び浄化槽の適正管理指導に努めます。また、市営墓地及び火葬場の適正管理に努めます。

## (6) 消防・防災体制の充実

地域の自主防災組織の強化・育成をはじめ、市民の防災意識の高揚等を図るとともに、地域防災計画に基づき防災・復旧体制の整備・充実に努め、市民が安心して生活のできる災害に強いまちづくりを進めます。

また、消防においては、常備消防（消防署）、非常備消防（消防団）とともに老朽化した消防施設や消防車両・装備及び消防水利施設の整備更新を計画的に進め、消防力の強化と迅速な即応体制の整備を図ります。

## (7) 交通安全・防犯体制の充実

交通安全意識の啓発を推進していくとともに、交通安全施設の整備・充実に努め、交通事故のない安全で快適な社会づくりをめざします。また、防犯意識の高揚と防犯活動の促進に努めるとともに、防犯灯の設置を促進し、地域が一体となった犯罪のない明るく住みよいまちづくりを進めます。

主要施策	主要事業	事業概要
環境施策の総合的推進	環境基本計画等事業	地球規模での環境・エネルギー問題に配慮し、新市における地球環境への負荷軽減対策や新エネルギー供給等に関する基本計画を策定するとともに、環境教育の一層の充実を図る。
	エコ・キッズ支援事業	未来のエコ市民への人材育成と、エコ・キッズを取り巻く大人たちの環境意識の高揚を目的に、省・新エネルギー教室の開催、環境教育、食育・木育などを推進するなど、ソフト面での充実を図る。
	リサイクル推進事業	ごみの分別収集、リサイクル活動の推進を図る。
公園・緑地・水辺の整備	地域用水環境整備事業	河川周辺の水辺空間を活用した親水施設を整備する。
	身近な公園・緑地等整備事業	街区公園・近隣公園・ポケットパーク・河川公園・緑地など、それぞれの目的に応じた公園施設を整備する。
上水道の整備	簡易水道統合事業	水源の確保及び施設の更新を行うとともに、水道施設等の統合を図る。
	管理システム統合事業	水道業務及び施設の管理システムを統合し、効率的な運用に努める。

下水道の整備	公共下水道事業	公共下水道事業計画に基づく整備を推進する。
	農業集落排水事業	2つの処理区の統合を検討する。
	合併処理浄化槽設置補助事業	公共下水道の計画区域外と農業集落排水事業区域外において合併処理浄化槽の設置を推進する。
ごみ処理等環境衛生対策の充実	クリーンセンター維持管理事業	ごみ焼却施設を適正に維持管理する。
消防・防災体制の充実	消防署施設・設備整備事業	住民の生命と財産を守るため、東温消防署の庁舎及び各種設備並びに消防・救命救急車両を更新し、安全性の確保・向上に努める。
	地域消防施設等整備事業	消防蔵置所及びポンプ自動車等の整備・更新、並びに消防水利の整備を行う。
	防災行政無線周波数統合事業	両町の防災行政無線の統合を行う。
	河川改修事業 (愛媛県)	県が管理する河川堤防及び護岸の改修を推進する。
	砂防事業 (愛媛県)	県が管理する河川の砂防堰堤及び流路の整備を推進する。
	地すべり対策事業 (愛媛県)	指定区域における地下水排除施設等の整備を推進する。
	急傾斜地崩壊対策事業 (愛媛県)	指定区域における擁壁等の整備を推進する。
集落水源山地整備治山事業 (愛媛県)	地域の水源地を確保するため、森林整備及び谷止工を実施する。	
交通安全・防犯体制の充実	交通安全施設設置事業 (愛媛県・市)	交通安全・防犯施設等の設置、拡充を図り、住民の安全性向上に努める。
	防犯施設設置事業	

## 2 人にやさしい健康福祉のまちづくり

### (1) 生涯健康づくりの推進

すべての市民が生涯を通じて健康で心豊かに暮らせるよう、国の『健康日本 21』、県の『健康実現えひめ 2010』等を踏まえ、健康管理意識の高揚と自主的活動を促進するとともに、人生の各期に応じたきめ細かな保健サービスの提供に努め、健康のまちづくりを進めます。また、医療ニーズの高度化、多様化に対応できるよう、地域医療体制の充実に努めます。

### (2) 地域福祉体制づくりの推進

地域福祉活動の中核的役割をになう社会福祉協議会や民生・児童委員、各種関係団体の育成・支援を進めながら、市民一人ひとりの福祉意識の高揚やボランティア活動の促進と地域福祉のネットワーク化を図り、すべての市民が住み慣れた地域で支え合いながら生きる、人にやさしいまちづくりを進めます。

### (3) 高齢者施策の充実

高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、保健福祉サービスと介護保険サービスの内容の充実をはじめ、施設の整備・充実や人材確保などの総合的なサービス提供体制の整備、さらには、高齢者の介護予防や生活支援、健康づくりや生きがいづくり対策の充実を図ります。

### (4) 障がい者施策の充実

「自立と共生のまちづくりをめざして」を基本理念として、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、すべての人の権利が尊重され、住み慣れた地域で安心して輝きながら自立した生活ができるまちづくりを推進します。

### (5) 子育て支援とひとり親家庭等福祉の充実

少子化が進行する中、次代をになう子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに向けて、総合的、計画的な子育て支援施策の推進を図ります。また、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に向けて、生活実態に応じた支援施策を推進します。

## (6) 地域における社会保障の充実

すべての市民が健康で文化的な生活を維持し、不安のない老後を送ることができるよう、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度、また国民年金制度の適正な運用とともに、制度に対する住民の理解と認識の高揚に努めます。

主要施策	主要事業	事業概要
生涯健康づくりの推進	総合保健福祉センター建設事業	新市における基幹型の総合保健福祉センターを新設し、住民の健康づくりに努める。
	健康センター改造事業	既存の健康センターを地域型と位置付け適切な改造を行う
地域福祉体制づくりの推進	社会福祉法人への助成事業	社会福祉法人への助成を行い、福祉サービスの向上に努める。
高齢者施策の充実	地域包括支援センター運営事業	在宅介護の支援、介護予防等介護保険事業を推進し、高齢者の福祉向上に努める。
障がい者施策の充実	自立支援給付事業	障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障がい福祉サービスの給付等の支援を行い、障がい者福祉の増進を図る。
	地域生活支援事業	
子育て支援とひとり親家庭等福祉の充実	児童館建設事業	児童館を設置し、児童の健全育成に努める。
	放課後児童クラブ施設建替等事業	放課後児童クラブ施設の建替等を行い、受入児童の拡充を図る。
	保育所施設整備事業	保育所施設の改築等を行い、乳幼児の健全育成及び安全性の確保に努める。
	保育所・幼稚園機能充実事業	保育機能・幼児教育機能の充実を図る。
	ひとり親家庭の自立支援機能の充実	母子自立支援員の配置等による相談や自立支援機能の充実を図る。
地域における社会保障の充実	国保・後期・介護事業の充実	国保・後期・介護それぞれの事業を推進し、より一層の社会保障の充実を図る。

### 3 心豊かに学びあう文化創造のまちづくり

#### (1) 生涯学習社会の確立

市民一人ひとりが生涯にわたって自ら進んで学び、自己を高め、充実した人生を送るとともに、その成果が新市のまちづくりに生かせるよう、総合的な学習環境の整備を図ります。また、各種団体の自主活動を支援し、市民と一体となった生涯学習社会の確立を図ります。

#### (2) 学校教育の充実

明日の新市をになう子どもたちが、豊かな心と生きる力を育み、心身ともにたくましい人間として成長していくことができるよう、教育内容の充実や施設・設備の充実をはじめとする総合的な教育環境の充実を図ります。

#### (3) 青少年の健全育成

明日をになう心身ともにたくましい青少年の育成をめざし、関係機関・団体及び家庭・学校・地域・行政が一体となり、地域ぐるみで青少年の健全育成活動を推進します。

#### (4) 芸術・文化の振興

市民主体の芸術・文化活動を促進する条件・環境整備を総合的に進めていくとともに、貴重な文化遺産の調査と保存・活用、伝統芸能・天然記念物などの保存と継承、関連施設の充実に努め、文化と伝統のかおり高い個性あふれるまちづくりを進めます。

#### (5) 生涯スポーツの振興

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しみ、健康・体力の保持・増進と市民相互の交流が図れるよう、スポーツの日常化に向けた条件整備、普及啓発に努めます。

#### (6) 国際化への対応と多様な交流活動の促進

国際化の進展、交流時代の到来に対応し、交流の基盤づくりや条件整備を進め、

国際性豊かな人材の育成及び諸外国の人々との国際交流を推進するとともに、新市の特性・資源を生かしながら地域間交流の展開を図り、地域の発展に役立てていきます。

主要施策	主要事業	事業概要
生涯学習社会の確立	公民館施設改修事業	両町の中央公民館施設の改修を行うとともに、バリアフリー化を図る。
	図書館機能拡充事業	図書館機能の充実を図り、両町のサービス提供の均等化を図る。
	図書館管理システム統合事業	図書館管理システムを統合整備し、一元管理を実施する。
学校教育の充実	学校施設整備事業	老朽化の進む幼稚園、小学校、中学校の各施設（校舎・体育館・プール等）について、適切な改修事業を実施する。また、放送等各種設備についても、改修を実施する。
	学校給食センター施設整備事業	両町の給食センターを統合し、新市の学校給食センターを新たに建設する。
芸術・文化の振興	文化施設整備事業	住民の芸術・文化活動並びに地域の歴史民俗の伝承を目的とした施設整備を行う。
生涯スポーツの振興	スポーツ施設整備事業	市民のスポーツ活動を支援することを目的とした施設整備を行う。
国際化への対応と多様な交流活動の促進	国際友好・交流事業	住民の国際化への対応を目的として、海外派遣事業を実施するとともに、国際交流事業の支援を行う。
	姉妹自治体交流事業	姉妹自治体締結や交流事業の推進により、地域の情報発信や人づくりを行う。

## 4 創造性と活力ある産業が育つまちづくり

### (1) 農業の振興

生産者、農業関係機関・団体、行政が共通の認識と目標のもとに連携を強化し、地域農業を総合的に管理・調整・支援する体制の整備を検討するとともに、環境変化に的確に対応した多面的な農業振興施策を積極的に進めます。また、中山間地の変化に富んだ地勢と、都市近郊という立地条件を踏まえ、自然と調和した環境にやさしい農業の展開、農業の持つ多面的な機能の活用など、新たな時代に即した魅力ある農業の振興に努めます。

### (2) 林業の振興

森林組合との連携を強化しながら、合理的・効率的な森林施業の促進を図るとともに、国土保全、水源かん養、環境学習や森林浴、レクリエーションなど森林の公益的機能の維持増進に努めます。

### (3) 商業の振興

にぎわいと活力のあふれるまちづくりの一環として、商業者、商業関連団体、行政が一体となって、魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図ります。

### (4) 工業の振興

地域経済の発展と雇用機会の拡大をめざし、商工会等と連携した既存企業の振興を図るほか、川内インターチェンジなど交通の結節点としての位置を活用した優良企業の誘致に努め、工業の活性化を図ります。

### (5) 観光・レクリエーションの振興

新市の特性である恵まれた自然資源を最大限に活用し、山間部の豊かな森林や水辺空間を活用した新たな観光・交流基盤の整備を推進するとともに、他産業との連携や民間施設の活用、祭り・イベントなど多様な資源を活用した観光・交流機能の拡充を図り、交流人口の増加と地域活性化を進めます。

## (6) 雇用・勤労者福祉の充実

魅力ある雇用機会の拡充や高齢者・女性・障がい者等の雇用促進、福利厚生機能の充実等に努め、すべての就業者が生きがいを持って快適に就業できる環境づくりを進めます。

## (7) 消費者対策の充実

消費者を取り巻く環境の変化を踏まえ、消費者の利益を守り、被害を未然に防止するため、消費者教育・啓発の推進や相談体制の充実に努め、自立する消費者の育成に努めます。

主要施策	主要事業	事業概要
農業の振興	農業関連施設整備事業	農業の振興を目的として、各種関連施設の整備を実施する。
	農業農村整備事業（愛媛県）	農業の振興を目的として、各種関連施設の整備を実施する。
林業の振興	林道関連施設整備事業	林業の振興を目的として、林道の開設及び整備を実施するほか、各種振興関連事業を実施する。
	県営林道整備事業（愛媛県）	林業の振興を目的として、林道の整備を実施する。
商業の振興	商工業振興事業	商工業者の支援を行うほか、商工会の統合支援を行い基盤強化に努める。また、適地への優良企業の誘致を推進する。
工業の振興		
観光・レクリエーションの振興	観光施設連携・PR事業	自然・観光資源の連携に資する一元的な観光案内やPRのほか、循環バスを活用したネットワーク化を展開する。
雇用・勤労者福祉の充実	雇用機会創出・定住化促進事業	雇用機会の確保及び地元就職の促進に関する事業を実施する。
消費者対策の充実	消費者対策事業	消費者教育等の実施により、賢い消費者育成に努める。

## 5 新たな出会いと飛躍を支える都市基盤づくり

### (1) 調和のとれた土地利用の推進

豊かな自然環境と都市的環境とが調和した新市の均衡ある発展を図るため、土地利用関連計画及び関連法の総合的な調整と適切な運用によって、限りある土地の高度かつ有効な活用に努めます。また、土地の適正かつ有効な利用を図るため、地籍調査成果の適切な管理に努めます。

### (2) 魅力ある市街地の形成

市街地が連たんしているため一体的な土地利用が可能となるなどの特性を踏まえ、市民や事業者の積極的な参画を求めながら、新市における都市計画に関する基本的な方針等を定め、環境との共生を基本とした快適で安らぎに満ちた魅力ある市街地環境の創造に努めます。

また、市街地などにおける浸水対策を実施し、市民が安心して生活できる住環境の整備に努めます。

### (3) 住宅・宅地の整備

松山都市圏の拡大、恵まれた自然環境と交通立地条件、核家族化の進行に伴う世帯数の増加、若者・若者夫婦の定住やU・J・Iターンの促進を図るための受け皿整備などを背景に、さらなる住宅・宅地の供給が求められていることから、適切な開発指導や基盤整備を図り、高齢者・障がい者等にやさしい住宅や環境と共生する住宅など多様なニーズに対応した良好な住宅・宅地の供給と建設の促進とともに、居住環境の向上に努め、質が高くやすらぎとうるおいのある快適な居住環境づくりと定住の促進をめざします。また、公営住宅については、一体的な計画を立て建替えを進めます。

### (4) 道路・交通網の整備

さまざまな交流の促進による地域の発展や住民の利便性向上のため、長期的な視野に立ち市内道路網の体系的、計画的な整備を進めるとともに、鉄道及び路線バスの利便性向上や新しい公共交通網の検討、便利で安全な道路・交通ネットワークの確立やうるおいのある道路空間づくりを進めます。

## (5) 情報通信網の整備

地域活性化と市民生活の向上に向けて、「電子自治体」の構築をめざした取り組みを推進し、高度化、多様化する住民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供します。

主要施策	主要事業	事業概要
調和のとれた土地利用の推進	地籍調査事業	地籍調査成果に基づき、適正な資産評価を実施する。
	固定資産評価事業	
	統合型地理情報システム（GIS）整備事業	土地関連データの総合的な管理及び利用を目的として、情報システムの整備を実施する。
魅力ある市街地の形成	浸水対策事業	宅地等の浸水被害を防止するため、排水管敷設等の対策事業を実施する。
	土地区画整理事業	計画的な都市化誘導を行い、魅力ある市街地を形成するため、地域の実状に応じた事業を展開する。
	地区総合開発事業	各種施設の集約的配置が可能な地区において、総合的開発を実施する。
住宅・宅地の整備	市営住宅整備事業	老朽化した住宅の建替えを行う。
	住宅団地造成事業	地域の活性化及び定住促進を目的とした住宅団地の造成を行う。
道路・交通網の整備	市道整備・改良事業	各市道及び生活道の整備を行う。
	県道等整備・改良事業（愛媛県）	国道及び県道の整備を行う。

## 6 共に生き共に築く協働のまちづくり

### (1) 人権尊重のまちづくりの推進

まちづくりの一環としての人権教育・啓発を推進し、市民一人ひとりの人権尊重意識の高揚を図り、自由で平等な地域社会の形成に努めます。

### (2) 男女共同参画社会の推進

男女ともに意識改革を行いながら、あらゆる分野における男女共同参画を促進するとともに、そのための環境整備、条件整備に努め、男女共同参画社会の形成に努めます。

### (3) 住民間交流の促進

新市に住む住民の一体感醸成のため、環境保全、教育、生涯学習、文化・スポーツ活動、産業活動など、さまざまな分野において、交流と連帯を意識した活動の展開を促進します。

### (4) 地域コミュニティの育成

自治意識の高揚と地域連帯の強化、地域からのまちづくりを進めるため、自主的・主体的な活動ができる環境づくりを図り、新時代のコミュニティ形成を促進します。

### (5) 市民と行政との協働のまちづくりの推進

「市民主役のまちづくり」の理念のもと、新たな時代の協働のまちづくりを進めるため、市民と行政とのパートナーシップの確立に努めます。

また、市民への提供サービスの均衡を図るため、庁舎・支所の整備改修を行い、サービス提供の向上に努めます。

主要施策	主要事業	事業概要
人権尊重のまちづくりの推進	人権対策事業・人権教育事業	人権を尊重する意識の高揚を図るため、各種事業を実施し、人権教育・啓発活動に努める。

男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会推進事業	男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画計画等の策定により、一層の推進に努める。
住民間交流の促進	住民交流推進事業	スポーツ・文化・芸術等各種交流事業の拡充に努め、交流人口の増加を図る。
地域コミュニティの育成	コミュニティ施設建設事業	地域コミュニティの中核となる集会所施設をはじめ、各種の施設整備を行い、コミュニティの育成・保持に努める。また、コミュニティ施設を拠点とした自治活動の推進と地域リーダーの育成に努める。
	自治活動推進事業	
市民と行政との協働のまちづくりの推進	協働のまちづくり事業	ボランティアや非営利団体等の育成・支援を行うとともに、住民と行政の協働による各種事業を展開する。
	本庁・支所施設整備改修事業	行政機能の拡大や市民へのサービス提供の均衡を図るため、本庁及び支所の施設整備・改修を行う。

## 第9章 新市における愛媛県事業の推進

新市のまちづくりにおいては、新市の特性でもある豊かな自然環境の保全に十分配慮しつつ、松山圏東部の独立した核として松山市と連携し、高次な都市機能が集積した快適でうるおいのある田園都市として成長する地域づくりをめざします。

このため、愛媛県と十分連携し、以下の施策を推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
消防・防災体制の充実	河川改修事業	重：県単河川局部改良事業（内川） 川：県単河川局部改良事業（宝泉川）
	砂防事業	重：通常砂防事業（本谷川堰堤） 川：砂防施設事業（鳥ノ子川）
	集落水源山地整備治山事業	川：集落水源山地整備治山（井内地区）
交通安全・防犯体制の充実	交通安全施設設置事業	重・川：交通安全施設等整備事業 （一）松山川内線 重：交通安全施設等整備事業 （一）森松重信線
農業の振興	農業農村整備事業	重・川：県営かんがい排水事業 （用水施設整備）（佐古） 重：経営体育成基盤整備事業 （農道・ため池・用水路・区画整理） （上林） 重・川：ため池等整備事業 （老朽ため池整備） （八幡・日吉谷下・下林岡・播磨塚） 川：予防治山事業（土留）（向井川地区） 重・川：中山間地域総合整備事業（東温） 重：水利施設整備事業（排水対策特別型） （南吉井） 重・川：水利施設整備事業 （基幹水利施設保全型） （道後平野第一） 重・川：水利施設整備事業 （基幹水利施設保全型）（菖蒲） 重：ため池等整備事業（阿弥陀）
道路・交通網の整備	県道等整備・改良事業	重：生活道路改良整備事業 （一）寺尾重信線） 川：道路改築事業 生活道路改良整備事業 （国）494号） 川：生活道路改良整備事業 （一）湯谷口川内線）

## 第 10 章 公共的施設の統合整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情等を勘案し、逐次、統合整備を図っていきます。

統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、既存の公共的施設の有効利用や相互利用、除却などを総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

### 1. 本庁・支所

新市の庁舎については、平成 12 年度に完成した重信町役場に置くものとし、合併に伴い支所扱いとなる旧川内町役場については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算システムの統合や出先機関のネットワーク化など必要な環境整備を行います。

また、本庁舎・支所施設については、組織・機構の再編に伴う適切な整備改修を行います。

### 2. 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園施設については、既存施設や設備の整備・充実に努め、次代をになう子どもたちが健やかに育つ環境整備を行います。

### 3. 学校給食センター

学校給食センターでは、安全で安心な給食の提供に努めます。

### 4. 保健福祉センター

保健・福祉業務を統合して実施する基幹型の総合保健福祉センターの施設整備を行い、一体的なサービスの提供に努めます。また、従来の川内町健康センターは地域型と位置付け、健康診断や相談業務等を引続き実施するための環境整備を行います。

## 5. 公民館

両町の既設公民館はともに地区公民館と位置付け、これまで実施している活動を継続して行うこととします。なお、両公民館ともに老朽化が著しいため、館内の改修等を計画的に実施し、地域の文化活動の拠点として環境整備を行います。

## 6. 図書館

図書館は旧重信町の図書館を本館、旧川内町の図書室を分館として位置付けるとともに、図書館管理システムを統合することにより、一元管理が行える環境整備を行います。

## 7. 各種出先機関

学校施設や既存の体育施設・文化施設、また東温消防本部・署については、本庁及び支所間と同様に光ケーブルで接続し、双方向の情報活用が可能な環境整備を行います。

# 第 11 章 財政計画

## 1. 前提条件

新市における財政計画は、平成 17 年度から令和 6 年度までの 20 年度間（但し、平成 16 年度中に着手する事業の一部を含んでいます。）について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績等により、普通会計ベースで策定したものです。

## 2. 歳入

### (1) 地方税

市町村民税（個人及び法人）については、これまでどおりの歳入を見込んでいます。

固定資産税については、区画整理事業等を考慮し土地、家屋で増収を見込んでいますが、逆に償却資産は増収要因がないため、毎年度若干の減収を見込んでいます。

### (2) 地方交付税

普通交付税については、平成 27 年度から 5 年間で合併算定替特例措置の段階的な縮減が行われることを踏まえて見込んでいます。また、基準財政需要額では、合併特例債等の市債の公債費に対する交付税算入措置を加算して見込んでいます。

### (3) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等により見込んでいます。

### (4) 国庫支出金、県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績等により見込んでいます。

### (5) 繰入金

財政調整基金、減債基金、特定目的基金のほか、新たに造成した地域振興基金からの繰入金を見込んでいます。

#### (6) 地方債

地方債については、新市建設計画における主要事業の実施に伴い、合併特例債等を活用しています。

### 3. 歳出

#### (1) 人件費

人件費については、合併後、退職者の補充を抑制することにより、一般職員の新陳代謝等を見込んでいます。

#### (2) 物件費

物件費については、過去の実績を踏まえるとともに、行財政改革に伴う削減効果と新規施設等の維持管理費を見込んでいます。

#### (3) 扶助費

扶助費については、過去の実績を踏まえるとともに、少子高齢化の進行に伴う各種経費の上昇を見込んでいます。

#### (4) 補助費等

補助費等については、過去の実績を踏まえ見込んでいます。

#### (5) 公債費

公債費については、主要事業等の実施に伴う新たな地方債に係る償還額を見込んでいます。

#### (6) 積立金

積立金については、財政状況を勘案しながら随時基金積立金を見込んでいます。  
また、新たに合併特例債による地域振興基金の設置を見込んでいます。

(7) 繰出金

繰出金については、各種保険事業及び公営事業等への繰出金を見込んでいます。

(8) 普通建設事業

普通建設事業費については、新市建設計画における主要事業に係る普通建設事業及び主要事業以外の普通建設事業を見込んでいます。

## ◎ 歳入

(単位：百万円)

区分	年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地 方 税		3,344	3,466	3,598	3,862	3,900	3,788	3,704	3,742	3,751	3,780	3,835
地 方 譲 与 税		234	300	400	173	166	156	151	147	138	131	125
利 子 割 交 付 金		35	22	17	23	24	20	17	14	13	14	12
配 当 割 交 付 金		5	9	14	17	7	5	6	7	7	15	28
株 式 等 譲 渡 金		6	14	12	11	3	3	3	2	2	24	18
地 方 消 費 税 金		340	313	324	326	312	318	317	321	324	321	387
ゴ ル フ 場 利 用 税 金		32	33	34	35	34	34	32	31	30	30	29
自 動 車 取 得 税 金		80	69	76	69	61	37	32	28	34	30	15
自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金												
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地 方 特 例 交 付 金		115	114	92	24	51	51	67	51	20	20	18
地 方 交 付 税		3,296	3,559	3,495	3,621	3,791	4,070	4,337	4,473	4,358	4,408	4,987
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		7	7	7	7	6	6	6	6	6	5	4
分 担 金 担 及 び 金		21	26	20	27	56	34	27	27	25	25	25
使 用 料 及 び 手 数 料		271	282	283	268	267	279	273	263	254	275	265
国 庫 支 出 金		723	979	890	630	910	2,080	1,808	1,509	1,558	1,646	1,794
県 支 出 金		670	599	618	775	750	788	1,150	991	950	1,112	1,019
財 産 収 入		152	21	21	96	40	32	24	28	38	35	38
寄 附 金		4	20		1	4	16	2	2	6	1	2
繰 入 金		642	603	119	616	528	451	141	516	237	403	572
繰 越 金		721	940	1,183	803	794	786	772	764	779	875	891
諸 収 入		353	206	223	259	252	294	295	265	350	313	296
地 方 債		1,419	1,269	1,977	974	755	895	1,610	1,368	1,265	1,551	1,819
歳 入 合 計		12,471	12,852	13,404	12,618	12,712	14,144	14,775	14,556	14,146	15,015	16,180

## ◎ 歳入

(単位：百万円)

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
地 方 税	4,126	3,946	4,031	4,103	3,905	3,864	3,797	3,803	3,809	3,743
地 方 譲 与 税	130	129	129	130	143	143	142	129	129	128
利 子 割 交 付 金	11	7	9	9	9	9	9	9	9	9
配 当 割 交 付 金	22	14	19	15	15	15	15	15	15	15
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22	9	21	12	12	12	12	12	12	12
地 方 消 費 税 金 交 付 金	675	629	653	686	670	870	870	870	870	870
ゴ ル フ 場 利 用 税 金 交 付 金	29	22	21	21	21	21	21	21	21	21
自 動 車 取 得 税 金 交 付 金	20	25	32	34	12					
自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金					4	10	10	10	10	10
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地 方 特 例 交 付 金	21	19	22	28	28	28	28	28	28	28
地 方 交 付 税	4,990	4,194	4,349	4,328	3,887	4,292	4,452	4,050	4,515	4,523
交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4
分 担 金 及 び 金 負 担	28	24	27	29	28	27	27	25	18	18
使 用 料 及 び 料 手 数	258	256	247	253	265	267	269	270	272	274
国 庫 支 出 金	1,983	1,842	1,857	1,711	1,748	1,613	1,650	1,970	1,897	1,884
県 支 出 金	1,115	1,122	1,097	1,024	1,115	1,067	1,177	1,190	1,211	1,195
財 産 収 入	37	45	39	48	48	47	47	47	47	47
寄 附 金	18	35	10	48	9	9	9	9	9	9
繰 入 金	405	758	967	999	900	900	700	700	700	700
繰 越 金	765	939	719	875	839	900	735	428	418	720
諸 収 入	265	250	257	283	309	309	309	309	309	309
地 方 債	2,609	887	880	1,390	2,248	1,440	1,259	1,250	1,340	1,278
歳 入 合 計	17,535	15,157	15,391	16,031	16,220	15,848	15,543	15,150	15,644	15,798

## ◎ 歳 出

(単位:百万円)

区分 \ 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人 件 費	2,312	2,366	2,362	2,379	2,327	2,275	2,305	2,347	2,319	2,282	2,351
物 件 費	1,839	1,674	1,593	1,640	1,662	1,916	1,889	1,915	1,938	1,984	2,081
維 持 補 修 費	185	191	197	216	249	301	184	171	159	169	188
扶 助 費	882	1,139	1,236	1,331	1,433	1,588	2,064	2,193	2,202	2,267	2,505
補 助 費 等	689	673	692	924	740	1,305	739	743	756	793	799
公 債 費	1,559	1,516	1,547	1,701	1,704	1,677	1,659	1,613	1,576	1,557	1,530
積 立 金	731	725	555	672	712	842	853	227	473	956	724
貸 付 金	25	23	20	15	56	61	67	60	59	60	59
投 資 及 び 出 資 金	9	24	27	51	65	77	91	111	139	166	185
繰 出 金	1,189	1,253	1,452	1,405	1,466	1,672	1,702	1,761	1,732	1,677	1,728
普 通 建 設 事 業 費	2,111	2,085	2,920	1,490	1,512	1,658	2,458	2,636	1,918	2,213	2,606
歳 出 合 計	11,531	11,669	12,601	11,824	11,926	13,372	14,011	13,777	13,271	14,124	14,756

## ◎ 歳 出

(単位：百万円)

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人 件 費	2,348	2,362	2,399	2,423	2,415	2,424	2,435	2,426	2,432	2,430
物 件 費	2,143	2,225	2,240	2,317	2,551	2,652	2,659	2,400	2,406	2,644
維 持 補 修 費	194	224	196	204	191	191	191	191	191	191
扶 助 費	2,502	2,689	2,763	2,782	2,913	3,057	2,987	3,027	3,068	3,199
補 助 費 等	1,004	1,063	1,285	1,063	1,257	1,129	1,127	1,041	1,122	1,119
公 債 費	1,460	1,657	1,689	1,644	1,573	1,605	1,701	1,701	1,695	1,656
積 立 金	2,150	320	210	406	250	250	250	250	250	250
貸 付 金	59	59	60	61	60	60	60	60	60	60
投 資 及 び 出 資 金	209	224	236	249	242	246	252	258	262	269
繰 出 金	1,825	1,849	1,925	1,873	1,948	1,908	1,937	1,970	2,101	2,135
普 通 建 設 事 業 費	2,051	1,745	1,374	1,891	1,901	1,573	1,499	1,390	1,319	1,161
歳 出 合 計	15,945	14,417	14,377	14,913	15,301	15,095	15,098	14,714	14,906	15,114

# 新市建設計画

---

発行日：平成16年3月

発行：重信町川内町合併協議会

変更日：平成27年3月

発行：東温市

変更日：令和2年3月

発行：東温市